

逮捕術教範

〔昭和43.3.21 警察庁訓令第3号〕

(概要)

本訓令は、警察官の職務を執行するに当たり、犯人から攻撃又は抵抗を受けた場合において、相手に与える打撃を最小限にとどめながら、安全かつ効果的にこれを制圧逮捕するための術技等に関する内容を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 逮捕術の心得
- 術技
- 訓練

等である。